

# 議案参考資料

[令和8年第1回定例会(3月)]

[担当課(室)係(担当)]

市民課 斎場管理事務所

## 議案名

議案第21号 桐生市斎場条例の一部を改正する条例案

## 趣旨・目的

斎場の安定的な運営と適正な利用者負担の観点から、火葬場の使用料について、所要の改正を行おうとするものです。

## 概要

近年の燃料費、修繕費、人件費等の高騰を踏まえ、斎場の安定的な運営と適正な利用者負担の観点から桐生市及びみどり市以外の住民に係る火葬場の使用料について、斎場事業費及び人件費等のコストを基に以下のとおり見直しを行うものです。

## 《火葬場使用料の見直し(桐生市・みどり市以外の住民)》

区分	使用料	
	改正前	改正後
12歳以上の遺体	1体 45,000円	63,000円
12歳未満の遺体	1体 22,500円	31,500円
死産児	1体 15,000円	21,000円

※桐生市及びみどり市の住民に係る火葬場の使用料は、無料

(施行期日：令和8年4月1日)

## 背景・経過

火葬場の使用料については、平成6年度に改定を行いましたが、それ以降改定をしていませんでした。

一方で、近年の燃料費、修繕費、人件費等の高騰により火葬に係る経費が増加しており、現行の使用料との乖離が大きくなっています。

このようなことから、今後の斎場の安定的な運営、適正な利用者負担の観点から、火葬に係る経費や近隣施設の使用料を参考とした上で、本市及びみどり市以外の住民に係る火葬場の使用料について見直しを行います。